

伊 勢 市 公 報

第 102 号
平成 22 年 2 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	2
教育委員会規則	
○ 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則	4
告 示	
○ 今一色コミュニティセンターの指定管理者の指定について	6
○ 地縁団体「今一色区自治会」の代表者変更に伴う告示について	7
上下水道告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	8

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 1 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 2 号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金）

第 8 条の 2 条例第 34 条の 7 第 1 項第 3 号オに規定する規則で定めるものは、三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号）第 25 条第 1 項第 3 号ホの規定により指定を受けたものとする。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則を次の

ように定める。

平成 22 年 1 月 21 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本 國孝

伊勢市教育委員会規則第1号

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市奨学金支給条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第149号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「毎年4月5日から4月20日まで」を「毎年6月1日から6月15日まで」に改める。

第12条第1項中「毎年4月20日から5月25日まで」を「毎年7月1日から7月25日まで」に改める。

第15条第2項中「身元保証人」を「保証人」に改める。

第17条中「翌日」を「翌月」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

奨学金は、次のとおり3期に分けて支給する。

第1期 4月、5月、6月、7月、8月及び9月分

第2期 10月、11月及び12月分

第3期 1月、2月及び3月分

第20条中「身元保証人」を「保証人」に改める。

様式第4号及び第6号中「身元保証人」を「保証人」に改める。

様式中「身元保証人」を「保証人」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

伊勢市告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、今一色コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成22年1月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	今一色コミュニティセンター
位置	伊勢市二見町今一色120番地
団体名	今一色区自治会
団体所在地	伊勢市二見町今一色874番地399
代表者	区長 松本 公彦

2 指定の期間

平成21年12月22日から平成26年3月31日まで

伊勢市告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、今一色区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。

平成22年1月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 松 本 公 彦

伊勢市二見町西 1095 番地 24

変更後 大 西 健 一

伊勢市二見町今一色 155 番地 11

伊勢市上下水道事業告示第 1 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 22 年 1 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
301	海老屋建設 株式会社	伊勢市小俣町元町 411 番 地	平成 22 年 1 月 18 日